

種の保険者の間における選択の自由が、有益であると証明されるかも知れないからである。政府は保健サービス的手段に、根本的な修正を加えるべきで、全市民を包括するある統一された国民健康保険制度の考え方を、再検討すべきである。政府は政府と自治体によって、管理・運営される国民健康保険のある仕組みの採用について、実際的な可能性を調査するために、ある委員会を任命すべきであ

る。クパト・ホリムの立場については、その一部を構成するヒスタドルツは、提案に注意深い検討を加えるべきで、かつ全人口に対するある健康保険制度の採用に対して、その組織による支持を与えるべきである。

National Health Insurance-An Imperative,
"Sherut Briut Memlahti-Corah Hasha'a",
Hapeol Hatsair, Tel-Aviv, 1969, Hebrew;
No. 113, '69.

社会保障と企業年金制度

C. S. S. Lyon (イギリス)



本稿には、公的な社会保障に予想される発達、および、とくに社会保障と企業による制度との関係が論述されている。

社会保障の分野には、2つの基本的な問題

がある。それらの1つは、社会保障の給付が全日制の常傭労働で就労する一家の父親に支給されるべきであるという範囲で、ここでは、家族手当のような給付を租税の特典から分離するのは、根拠が不十分である。2つ目

の問題は、給付が選択されるべきであるという範囲である。選別は、ニードのカテゴリー（たとえば、50歳以上の寡婦）、資産の個人的評価（たとえば、公的扶助の補足的給付の例にみられる）、所得の自動的調査（租税の軽減）、あるいはこれら3つの組合せによって行なわれる。また、選別は拠出記録や市民の登録にもとづいても行なわれる。

しかし、理論的には、ニードのカテゴリーを規定しているが、現在の公的な制度には、その適用の不適切な分野が、幾つか存在している。いちじるしい例は、年金年齢未満の廃疾者に対する対策である。批判に対して大いに論議の余地がある現在の仕組みがもっている特色は、次に示されるとおりである。すなわち、第1は無制限な疾病給付の資格を取得するために、3年間の拠出支払いが要求される。第2はもし廃疾者が部分的に社会復帰している場合に、すべての疾病給付が取消され（通常では、条件として、週2ポンド以上の収入が限界とされる）、かつ、ほぼ同一のきびしい収入規定が扶養されている妻への給付増額に適

用される。第3は廃疾が戦争もしくは産業傷害によって生じた場合にのみ、看護手当が支払われる。第4は疾病に対して、当初6カ月以後所得と関連させた給付が支給されない。最後は主婦の廃疾によって蒙る重大な経済的打撃について、(租税の軽減以外に) その影響を認めていない。さらに、次の場合にも、寡婦の給付について、同様なギャップが存在している。すなわち、もし3年間の拠出が支払われていないならば、すべての給付は拒否され、6カ月以後に、所得と関連させた給付は中断され(もっとも、寡婦が60歳以上ならば、僅かな段階をつけた年金が、支給されることがある)、また、戦争により、あるいは産業傷害によって夫を奪われた寡婦には、かなりの特典が与えられている。

年金では、公的制度は無数の企業年金制度で補足されており、その企業年金は加入者および国民経済全体に、より大きな価値を与えている。しかし、それらの私的制度は、欠点をもっているし、また、公的制度(とくに、長期的疾病や寡婦に対して)のギャップに影響を与

える傾向がある。適切な退職年金を設ける手段では、現在、企業年金制度は雇用の移動にもとづき必然的に取得される給付の保護が、比較的少ない状況となっている。法律を制定する立法措置が、この問題に対する唯一の救済策であるかも知れない。

公的制度に対して政府の提案した再建策は、収入とリンクされた拠出と給付(つまり、主として、定額給付に代るもので、しかも、定額給付と拠出に応じて段階的に異なる給付との混合方式による)を含み、さらに、当然取得する年金と、収入もしくは物価の指数との間における結びつきをも含むものと思われる。そのような結びつきは、企業の制度による年金で、公的年金を完全に代替させることを認められている企業年金制度の可能性を除外しており、他になんらの調整も行なわれていないならば、これらの企業年金制度は、事実上では、それらの制度による積立金のうち、大きな部分を政府に移転することについて、いずれかを選ぶ選択になんらの余地も残されないであろう。適切と思われるある調整は、企業

年金制度が当然取得される年金を支給する仕組みで、「部分的減額」として知られた方法で、公的制度は矢張り指数とリンクさせた適切な仕組みに対して、責任をもっている。この種類のある仕組みは、公的制度と企業による制度との間におけるある利害の不一致を処理するに必要な配慮を回避し、かつ2つの制度に引き続いて協力させることができるであろうということが、示唆されている。

Social Security and Occupational Pension Scheme, *Transactions of the Faculty of Actuaries*, Volume 30, Part 4, No. 227, 1968; No. 125, '69.